

議事日程第1号

平成20年8月6日(水)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 請願上程(請願第6号及び第7号)

委員長報告(教育厚生)、質疑、討論、表決

第4 議案上程(議案第57号及び第58号)

提案理由の説明(市長)、質疑

第5 決算特別委員会設置、付託

第6 議案上程(議案第59号及び第60号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(24人)

1番 中田 敏彦	2番 吉田 清孝	3番 三浦 利通
4番 古仲 清紀	5番 柳楽 芳雄	6番 高野 寛志
7番 船木 正博	8番 中田 謙三	9番 佐藤 巳次郎
10番 吉田 直儀	11番 畠山 富勝	12番 越後 貞勝
13番 三浦 桂寿	14番 木元 利明	15番 船木 金光
16番 安田 健次郎	17番 笹川 圭光	18番 船橋 金弘
19番 中田 俊雄	20番 大森 勝美	21番 佐藤 美子
22番 杉本 博治	23番 高桑 國三	24番 船木 茂

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長 佐沢篤雄

副事務局長 小玉一克
局長補佐 木元義博
主査 畠山隆之
主任 武田健一

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	副市長	伊藤正孝
監査委員	加藤金一	企業管理者	小野忠儀
総務企画部長	板橋継喜	市民福祉部長	西方文太郎
総務課長	湊正人	財政課長	夏井重利
下水道課長	浅野光男	監査事務局長	佐々木邦子
病院事務局長	武田英昭	医師確保推進室長	三浦進
企業局管理課長	豊沢正		

午前10時05分 開会

○議長（船木茂君） おはようございます。これより平成20年8月臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（船木茂君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（船木茂君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

6番高野寛志君、7番船木正博君を指名いたします。

日程第3 請願第6号及び第7号を一括上程

○議長（船木茂君） 日程第3、請願第6号及び第7号を一括して議題といたします。この際、教育厚生委員会に付託されておりました請願第6号新船川保育園建設用地について及び請願第7号新船川保育園の旧港湾事務所跡地への早期建設に対する請願における審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めることにいたします。5番柳楽芳雄君

【5番 柳楽芳雄君 登壇】

○5番（柳楽芳雄君） おはようございます。

それでは、ご報告させていただきます。

さきの3月定例会において、本委員会に付託され継続審査になっております請願第6号新船川保育園建設用地について及び6月定例会において付託され、同じく継続審査になっております請願第7号新船川保育園の旧港湾事務所跡地への早期建設に対す

る請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本請願 2 件につきましては、付託された教育厚生委員会として精力的にその審査をいたしたものであります。

まず、請願第 6 号の趣旨は、旧港湾事務所跡地周辺は船川地区では交通量が多く、さらには災害時の避難が困難になることが予想されるなど危険が伴うことから、子供の安全を第一に考え、新船川保育園をサンワーク隣接地に建設していただきたいというものであります。

次に、請願第 7 号の趣旨は、旧港湾事務所跡地周辺には図書館等があり、文教施設の一体化が図られること、また、船川中心市街地の活性化や、にぎわいの一助につながることなどから、基本計画どおり旧港湾事務所跡地に早期に建設していただきたいというものであります。

3 月定例会において請願第 6 号については、委員より、一つとして、予算的には昨年の 9 月定例会において旧港湾事務所跡地への建設基本計画ということで議決されたのは事実であるが、今回提出された請願と本請願の趣旨に賛同した 2 千 3 6 0 名の署名簿の重さを考えた場合、今定例会で結論を出すのは性急ではないか。委員会としても慎重な対応が必要となってくることから、6 月定例会までに結論を出すべきだ。

二つとして、建設地については様々な議論をした中で、議員多数が建設地を旧港湾事務所跡地とした経緯があり、民意の反映された結果である。本来であれば不採択とすべきものと考えるが、2 千 3 6 0 名の署名を重く受け止めると同時に、市長も本会議等で「関係者の理解が得られるよう最大限努力し、説明、説得する」と答弁していることから、推移を見きわめるという意味でも継続審査とすべきだなどの意見があり、起立採決の結果、継続審査としたものであります。

その後、閉会中である 4 月 2 5 日に本委員会を開催し、当局から、3 月定例会終了後開催した保護者・地域住民に対する説明会の内容について報告があり、委員より、第 1 点として、説明会においては結果として結論を引き出せる場となったものかとの質疑があり、当局から、保護者・地域住民の方々に対し、建設地を旧港湾事務所跡地として理解を求めるための説明会を開催してきたが、サンワーク隣接地への建設を望む出席者が多く、反対者の理解を得るまでには至っていないのが現状であるとの答弁があったのであります。

第2点として、説明会での雰囲気を考慮すれば、この問題に関しては早急に結論を出すことは容易ではない。考え方としては、建設地を決定するまで現船川保育園を補修して対応することも一つの方法ではないかとの意見があり、当局から、説明会では旧港湾事務所跡地への建設に賛成・反対の住民同士が感情的になる場面もあり、このような状況の中、強行して建設を進めた場合、住民間にしこりが残ることも予想されることから、今後は住民感情を考慮し、冷却期間を置くとともに、請願に対する議会の結論を待って対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

また、6月定例会本委員会においては、請願第6号及び第7号を一括して審査したものです。

委員より、第1点として、平成22年4月に開園するために必要な予算措置等の期限について質疑があり、当局から、9月定例会に実施設計の補正予算を提案し、平成21年3月までにこの実施設計を完成させ、新年度予算には建設費を計上し、6月に契約、7月から工事着工できれば平成22年2月には完成すると想定していることから、9月定例会において実施設計の補正予算を議決していただければ、平成22年4月1日の開園は可能と考えているとの答弁があったのであります。

第2点として、改めて確認するが、新船川保育園建設の目的・意義については市ではどのようにとらえているのかとの質疑があり、当局から、築34年を経過した現施設は老朽化が激しく、決して恵まれた環境ではないことから、子供たちのことを一番に考え、よりよい環境の保育施設でよりよい保育をしていくことが、将来本市を背負って立つ子供たちのためになるものと考えており、市としては平成22年4月1日の開園を目指して進めてまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、一つとして、説明会の開催が不十分で、現状では保護者等の理解を得るまでには至っていない。今後も引き続き、理解が得られるよう説明会を開催し、最大限努力すべきだ。

二つとして、市が進めようとしている旧港湾事務所跡地への建設に対する賛成・反対の請願が提出され、地域住民が二分されている今の状況では、この後、何度説明会を開催しても請願者の考え方には変化はないものと考える。当局が9月定例会に実施設計の補正予算を提案したいということであれば、委員会としても今定例会で結論を出す必要があるのではないか。

三つとして、説明会で集約された関係者の意見・要望を中心としながら、今後も幾度となく説明会を開催し、理解を得る努力が必要である。その結果を委員会に報告し、委員会としてもそれをたたき台として慎重に審査する必要があることから、9月定例会までに数回委員会を開催し、結論を出すべきだ。

四つとして、今定例会においても、市長は本会議等で「基本計画どおり、建設地を旧港湾事務所跡地として進めてまいりたい」と答弁しているが、市の財政状況も厳しい中、用地取得費や移転補償費が必要となることから、自然環境に恵まれ、文教地区でもあるサンワーク隣接地への建設を望むものであり、再考していただきたいなどの意見・要望があり、本委員会としても関係者から理解が得られるよう再度説明会を開催した後、委員会に状況報告し、その結果を踏まえ、8月初旬ごろまでに結論を出すべきだとして、本請願2件については継続審査としたものであります。

その後、7月15日、閉会中に再度委員会を開催し、委員より、第1点として、いまだに関係者から理解を得ていない状況であるが、今後、アンケート調査再実施の予定はあるものかとの質疑があり、当局から、6月定例会での本会議等でも、市長は「建設地を旧港湾事務所跡地として進めてまいりたい」との答弁をしていることから、アンケート調査を再実施しても、結果として保護者を含めた地域住民が二分されている状況に変化はないものと考えていることから、現時点ではアンケート調査の再実施は予定していないとの答弁があったのであります。

第2点として、船川地区会長を対象とした説明会においてもサンワーク隣接地を望む意見があったものかとの質疑があり、当局から、発言した地区会長のほとんどが、市で建設地を旧港湾事務所跡地としているのであれば自信を持って進めていただきたいという意見が多かったとの答弁があったのであります。

さらに委員より、本請願2件についてはサンワーク隣接地、旧港湾事務所跡地ともメリット・デメリットがある中で、これまでの様々な角度から議論してきた。市でも関係者の理解を得るために一生懸命努力し説明会を開催してきたが、出席者数が少ない状況で、この後、説明会を何度も開催しても今の状況に変化はないものと考える。委員会としても、これ以上、結論を先延ばしせず、きょうこの場で結論を出すべきではないかとの強い意見があり、委員多数がこれに賛同し、最終判断すべきものとの結論に至ったものであります。

以上の審査経過により、起立採決の結果、請願第6号新船川保育園建設用地については不採択、請願第7号新船川保育園の旧港湾事務所跡地への早期建設に対する請願については採択すべきものと決した次第であります。

以上により、継続審査事件の報告を終わります。

○議長（船木茂君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。6番

○6番（高野寛志君） ただいまの委員長報告の中で、町内会長から意見を聞いたところ、「議決してるんだから旧港湾事務所跡地にやるべきだ」と多数の意見があったというけれどもですよ、これ、南磯地区からの請願書と同じような疑問があるわけですよ。町内会長っていうのは、そういう発言する場合、ある程度、町内会の意思を確認した上で言ってもらわなきゃいけないわけですね。それが、たまたま町内会長として来て、そういう手順を踏まないで市で決めたことだからやるべきだと。それはおかしいんじゃないかっていう意見もあるし、私もそう思ってるんですよ。ですから、どうも最近、町内会長の職権を乱用してるんじゃないかと。個人の資格であれば何を言っても構わないけれども、何々町内会長という立場で発言するんであれば、その辺の立場っていうか、町内会の意思を確認してからでなければいけないと。

それと反対の町内会長の話を一人二人聞くと、「どうせしゃべっても、市ではやる気なんだから、けんかしてまで言って腹汚すのばかくせえから行がねがった」と、そういう人も一人二人、話聞いたんですけどね。町内会長の越権行為っていうことは、町内会長さん自身が考えてもらわなきゃいけないと。当然議会もね、町内会長であれば、ある程度のそういう意見の集約をした上で言ってもらわなければ、今まで何ていうか、さくらみたいでね、自分勝手にそういうことを言ってね、市の行政なりそういう政治にね、関与するということは非常に不見識だと思うんですけども、その辺について所管委員会でね、そういう手順なり町内会の意思を確認した上で町内会長が言ってるのかどうか議論はなかったものかどうか、お尋ねします。

○議長（船木茂君） 柳楽さん

【5番 柳楽芳雄君 登壇】

○5番（柳楽芳雄君） ありませんでした。

○議長（船木茂君） 再質疑ありませんか。

○6番（高野寛志君） なければしょうがない。いいです。終わります。

○議長（船木茂君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。9番佐藤巳次郎君

【9番 佐藤巳次郎君 登壇】

○9番（佐藤巳次郎君） おはようございます。

私から、請願第6号新船川保育園建設用地について反対の立場から、そしてまた、請願第7号新船川保育園の旧港湾事務所跡地への早期建設に対する請願に対して賛成の立場から討論をいたします。

議会事務局にお伺いしますと、討論が私だけということだそうですが、このように昨年からいろいろ問題がある中で討論が他会派にないということは、はなはだ私からすれば無責任じゃないかという気がしてなりません。残念至極であります。

船川保育園の建設地について、私は以前から、子供たちの安全・安心の立場から、そして将来、船川地区の人口減少が予想される中、街部に持ってくるべきとの考えを主張してまいりました。旧港湾事務所跡地が最適地とは思っていませんが、街部には、それ相当の面積の土地がない中では、適地として整備するところは整備して、安全・安心を子供たちのため、保護者・地域の方々にこの地でよかったと言える施設を建設することを市に対しても強く要望して望むところであります。地域の方々に見守られ、サポートもでき、交流もできる施設として、保護者の方々からも必ず理解されるものと考えております。

サンワーク隣接地は現保育所の向かい側に位置し、長い間、慣れ親しんできたところであり、周辺地域の方々にとっては別の地域への建設についての反対の気持ちは十分理解するわけですが、その地は交通安全上や災害による道路の寸断、崩壊も懸念されるところでもあり、また、街部から離れており、地域の方々の見守りもサポートもない状況と考えられます。人口が減少し、子供たちも少なくなり、羽立・増川両児童館の統合ということでもあり、建設場所は交通の利便性から言えば適地であります。

建設地問題における市の対応は二転三転し、今回までの事態を引き起こした責任は極めて大きいことを申し上げて、討論といたします。

○議長（船木茂君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認め、よって討論を終結いたします。

これより、新船川保育園のサンワーク隣接地への建設を求める請願第6号を採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「何に対しての採決か」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 請願第6号を採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

請願第6号に対する採決です。

（「委員長報告に対する採択、不採択なのか」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（船木茂君） 会議を再開します。

これより、新船川保育園のサンワーク隣接地への建設を求める請願第6号を採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起立】

○議長（船木茂君） 起立少数であります。よって、本件は不採択すべきと決しました。

次に、新船川保育園の旧港湾事務所跡地への建設を求める請願第7号を採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件を委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、本件は採択すべきものと決しました。

日程第4 議案第57号及び第58号を一括上程

○議長（船木茂君） 日程第4、議案第57号平成19年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について及び議案第58号平成19年度男鹿市上下水道及びガス事業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求める。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 皆様おはようございます。

本日、平成20年8月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、平成19年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定など4件でありますが、ただいま議題となりました議案第57号及び第58号の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告を申し上げます。

まず、船川保育園整備事業についてであります。

このことにつきましては、昨年の9月定例会で旧港湾事務所跡地への基本設計予算が議決され、基本計画を策定してきたところでありますが、その後、船川保育園並びに羽立児童館の保護者から、サンワーク隣接地への建設を求める請願が提出され、議会からは、保護者並びに関係地区住民に対し十分な説明を行い、理解を得て進めるよう求められたことから、当初予算に計上しております事業費については、現在、未執行の状況であります。

市では、これまで10カ所の会場で14回の説明会を実施し、理解を求めてまいりました。また、去る6月定例会に提出されておりました新船川保育園の旧港湾事務所跡地への早期建設に対する請願がただいま採択されましたことから、関係予算について執行してまいりたいと考えております。

また、実施設計に要する費用約1千200万円につきましては、9月定例会で補正予算に計上してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、国民健康保険税の課税漏れに係る職員の処分についてであります。

この不適正な事務処理に関しましては、さきに管理監督責任を負う立場にあった職員9人を訓告並びに厳重注意処分としたところでありますが、その後、事実関係をさらに明確にするため、事故審査委員会において関係者の事情聴取を実施いたしております。その結果、電算システムの更新に当たり、共有名義の固定資産に係る資産割を賦課しなければならないことを認識していたにもかかわらず、その対応をしなかったこと。さらに、同僚職員から指摘を受けながらこれを放置し、合併時においても何ら是正措置を講じなかつたことが明らかになり、当時の担当職員2人について、7月16日付で、さきの処分を取り消し、減給10分の1、5カ月と10分の1、3カ月のそれぞれ懲戒処分としたところであります。

今後は二度とこのような不適正な事務は行わないよう、より一層、事務の適正化を図り、市民の信頼回復に努めてまいります。

以上で報告を終わり、次に提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第57号平成19年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定についてであります。

当年度は、前年度に比較して患者数が、入院では16.8パーセント、外来では9.2パーセント、それぞれ減となったほか、入院及び外来患者一人当たりの診療単価はやや伸びたものの、診療収入で10.8パーセントの減と厳しい状況となっております。

収益的収支においては、収入で18億649万7千981円、支出で23億3千411万1千745円となり、この結果、5億2千761万3千764円の純損失となり、不良債務は4億4千910万2千679円となったものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される、平成19年度決算における資金不足比率は27.4パーセントとなり、経営健全化基準の20パーセントを超える状況となっております。

次に、議案第58号平成19年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算の認定につい

てであります。

まず、上水道事業会計では、収益的収支において、給水収益を主とする収入で6億6千660万5千770円、支出で6億6千858万8千793円となり、この結果、税抜きの純損失は1千529万1千338円となったものであります。

次に、ガス事業会計では、収益的収支において、ガス売上を主とする収入で6億3千280万3千292円、支出で5億9千814万4千63円となり、この結果、税抜きの純利益は2千102万5千218円となったものであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される、平成19年度決算の資金不足比率については、上水道、ガス両事業会計とも不良債務がないことから生じないものであります。

以上、議案第57号及び議案第58号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

日程第5 決算特別委員会の設置

○議長（船木茂君） 日程第5、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第57号及び第58号について、委員会条例第6条の規定に基づき、委員11人をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号及び第58号については、委員11人をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、お諮りいたします。決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき当席より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって委員を指名いたします。

杉本博治君、船木正博君、畠山富勝君、越後貞勝君、柳楽芳雄君、船木金光君、吉田直儀君、中田謙三君、船橋金弘君、佐藤巳次郎君、中田敏彦君。

以上、11名の諸君を決算特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） 暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（船木茂君） 会議を再開します。

決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき当席より指名し、11人の諸君を決算特別委員会委員に選任することにご異議ありませんかと、こう尋ねてますので、ご異議なしと。だから、ご異議なしと認め、よって、ただいま指名の諸君は決算特別委員会の委員に選任されました。

なお、決算特別委員会は、8月21日、午前10時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

日程第6 議案第59号及び第60号を一括上程

○議長（船木茂君） 日程第6、議案第59号男鹿市特別職報酬等審議会条例及び男鹿市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第60号保量川排水区雨水幹線整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） それでは、ただいま議題となりました議案第59号及び第60号について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第59号男鹿市特別職報酬等審議会条例及び男鹿市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、市議会議員の報酬の名称を「議員報酬」に改めるため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 60 号保量川排水区雨水幹線整備工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、保量川排水区雨水幹線整備工事請負について、去る 7 月 15 日に指名競争入札を執行した結果、男鹿市船川港船川字海岸通り 2 号 6 番地 2、沢木組・三和興業特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社沢木組、代表取締役沢木則明が 2 億 1 千万円で落札したので、本契約を締結するものであります。

以上、議案第 59 号及び第 60 号についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 次に、議案の説明を求めます。

まず、議案第 59 号について、板橋総務企画部長の説明を求めます。板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 私から、議案第 59 号男鹿市特別職報酬等審議会条例及び男鹿市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

これは、議員の報酬が他の行政委員会等の委員の報酬とは支給方法が異なることから、その位置づけの明確化が必要であることなどの認識のもと、議員の報酬等に関する規定を行政委員会の委員等の報酬等の規定から分離するとともに、報酬の名称を「議員報酬」とするなどの地方自治法の一部を改正する法律が去る 6 月 18 日に公布されております。

この改正法は、平成 20 年、ことしの 9 月 17 日までに施行されるものであります。

この自治法の改正に伴いまして、男鹿市特別職報酬等審議会条例及び男鹿市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例中の「報酬」を、ご配付いたしております新旧対照表のとおり、題名を含め「議員報酬」に改める必要があることから、本条例を改正するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（船木茂君） 次に、議案第60号について、浅野下水道課長の説明を求めます。

浅野下水道課長

【下水道課長 浅野光男君 登壇】

○下水道課長（浅野光男君） 私からは、議案第60号保量川排水区雨水幹線整備工事請負契約の締結について、補足説明させていただきます。

ご配付いたしております保量川排水区の資料をお願いいたします。

この工事につきましては、平成19年度から本工事に着手しており、本年度は朱線、赤い線で示しております旧大黒屋駐車場前に発進立杭を、菅原スポーツ店付近交差点に到達立杭を設置し、この間を推進工法で直径1.5メートルのヒューム管を延長330.4メートル敷設するものであります。到達立杭と19年度実施しましたボックスカルバートとの取りつけとして、幅2メートル、高さ1メートルのボックスカルバート、延長2.5メートルの設置工事もあわせて施工いたすものであります。

工事区間は、住宅密集地で家屋等への影響も懸念されること、さらに交通量も多く、道路幅も狭いこと等から、適正かつ安全な推進工法での施工とし、これらを考慮し、技術力を結集できる男鹿市的一般土木工事A級に格付けされている業者を選定いたしましたものであります。

なお、構成員を2社以上とした結果、5共同企業体に入札通知をいたしたものであります。

次に、建設工事に係る入札の状況についてであります。入札の執行年月日は平成20年7月15日で、落札業者は議案にございますとおり、男鹿市船川港船川字海岸通り2号6番地2、沢木組・三和興業特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社沢木組、代表取締役沢木則明、落札額は2億1千万円で、うち消費税額は1千万円であります。

以上で、議案第60号保量川排水区雨水幹線整備工事請負契約の締結についての補足説明を終えさせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第59号及び第60号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号及び第60号については原案のとおり決しました。

以上で本日の議事を終了いたしました。これで8月臨時会を閉会いたします。

午前10時50分 閉　　会

会議録署名議員

議長 船木茂

議員 高野寛志

議員 船木正博

